

神歯国保
jinsikokubo

70歳以上の前期高齢者の皆様へ
高額療養費の限度額が変わります

昨年(平成29年)の法律改正により、平成29年8月診療分から前期高齢者(70歳から75歳未満)の皆様の高額療養費の一月当たりの自己負担限度額が段階的に改正され、平成30年8月診療分より第二段階の改正(下表のとおり)となりますので、ご案内いたします。

なお、70歳未満の被保険者の皆様につきましては、改正がございません。

〈高額療養費とは〉
療養の給付についての一部負担金の額が一定額(年齢や所得によって異なる)を超え

る場合等に、その超える額が支給される制度です。

・一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定されます。

・同一世帯で過去12ヶ月間に高額療養費が4回以上支給された場合は、4回目からは自己負担限度額が多数該当の額になります。

・同一世帯内で同一の月に、それぞれの病院等での一部負担金の額が二万一千〇〇〇円以上(前期高齢者の場合は一部負担金の額に関係なく、すべてのレセプトが対象)となる療養を複数受けた場合には、当該一部負担金等の合算額から自己負担限度額を控除した額が支

・人工透析や血友病(その他厚生労働大臣が定める疾病)など、高額な治療を長期的に継続する疾病につきましては、一部負担金の限度額が一万円(70歳未満の方は二万円)となります。

給されます。

また、入院等をされる時に病院等に「国民健康保険限度額適用認定証」をご提示いただければ、高額療養費に該当する額を病院から直接当組合へ請求する制度もございますので、ご希望の場合には当組合までご連絡をお願いいたします。

第165回
通常組合会開催(予告)

平成29年度事業報告及び歳入歳出決算などのご審議をいただき、第165回通常組合会を下記日程により開催する予定となっておりますので、組合会議員の先生方にはご予定のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・日時 平成30年7月26日(木) 午後2時～
- ・場所 神奈川県歯科保健総合センター 5階 中会議室
- ・議案 平成29年度事業報告の認定
平成29年度歳入歳出決算の認定
ほか

また、入院等をされる時に病院等に「国民健康保険限度額適用認定証」をご提示いただければ、高額療養費に該当する額を病院から直接当組合へ請求する制度もございますので、ご希望の場合には当組合までご連絡をお願いいたします。

【70歳未満の被保険者】

平成27年1月診療分～(変更なし)			
所得要件 (旧ただし書所得)	区分	自己負担限度額	
			多数該当
901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超～901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超～600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

- ・同一世帯に属する全ての被保険者の総所得金額(旧ただし書所得)を合算して区分を判定
- ・多数該当 直近の12ヶ月間に4回以上高額療養費が支給された場合
(旧ただし書所得)
事業所得
(収入金額-必要経費-純損失)-基礎控除(33万円)
給与所得
(収入金額-給与所得控除)-基礎控除(33万円)
雑所得
(収入金額-公的年金控除)-基礎控除(33万円)

【前期高齢者(70歳～75歳未満)】

平成29年8月～平成30年7月診療分まで			
区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位(入院を含む)	
			多数該当
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円 年間限度額 144,000円	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	-

平成30年8月診療分～			
区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位(入院を含む)	
			多数該当
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	18,000円 年間限度額 144,000円	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	-

- ・世帯に属する70歳～75歳未満の被保険者数の課税所得で区分を判定
- ・現役並み所得者 課税所得が145万円以上の者
- ・低所得者Ⅱ 市県民税非課税世帯に属する者
- ・低所得者Ⅰ 市県民税非課税世帯で、世帯員の各所得がいずれも0円である者
- ・一般 上記以外の者